

資料1 諸外国における中間処遇制度等の例

	英	米	カナダ
名称	許可住居 (Approved Premises)	社会内矯正センター (Community Correctional Center, 以下「CCC」と称する。)	社会内居住施設 (Community Residential Facilities)
概要	○内務省保護観察局所管の施設で、犯罪者の再犯を減らし、社会復帰を促進し、もって公衆を保護することを目的として、犯罪者を評価及び監督するために居住させる施設	○受刑者の円滑な社会復帰を促進するため、一定の期間居住させ、就職支援、薬物濫用治療、カウンセリング、住居の確保の支援その他のサービスを提供する施設	○連邦矯正保護局所管の施設で、釈放当局が、犯罪者の円滑な社会復帰の促進のため適当と認める場合に、仮釈放、法定釈放又は同行戒護を伴わない一時帰休の遵守事項として、犯罪者を居住させる施設
施設数等	○100施設あり、内務省保護観察局が運営する施設が88、非営利団体が運営する施設が12(2003年3月現在) ○一施設当たりの定員は11～40名(多くが20名前後)、全体で2,249名	○全国に250施設あり、連邦司法省行刑局と契約した事業者が運営 ○一施設当たりの定員は一般的に20～30名(小規模で5～6名、大規模では200～300名)	○連邦矯正保護局が運営する社会内処遇センターが16、民間団体が運営する社会内居住センターが151(2006年1月現在) ○一施設当たりの定員は平均して24名程度、全体で約4千名
対象者	○以下の者で、「高度な監視、監督及び管理を必要とする犯罪者」の条件に該当するもの ①保釈中の被告人 ②住居制限を伴う社会内処遇命令(Community Orders)に服している者 ③住居制限を伴う仮釈放者 ○計1,992名(2003年3月現在)	○性犯罪者、精神医療対象者、薬物治療プログラム参加拒否者、釈放準備プログラムの不参加者等の不適格事由に該当する者を除く受刑者 ○連邦法において「可能な限り、受刑者を、その刑期の10%又は6月を超えない合理的な期間を、社会復帰に備え、社会に順応する機会を付与する環境の下で服役させなければならない」旨規定しており、CCCへの収容を原則として運用	○以下の者で、社会内居住施設への居住指定が課されているもの。 ①昼間仮釈放(刑期の1/6経過) ②全面的仮釈放(刑期の1/3経過) ③法定釈放(刑期の2/3経過) (他に、同行戒護を伴わない一時帰休や外部通勤作業により一時的に外出を許可された者を受け入れることもある。)
処遇内容等	○居住期間は、保釈、社会内処遇命令又は仮釈放の条件による(2004年の平均期間は仮釈放18.3月、社会内処遇命令16.8月)。 ○入居から1日以内に監督者が管理プランを作成し、職員に役割を周知 ○職員は、入居者の日常の行動パターンを観察・評価するとともに、計画的な個別処遇又はグループワークを実施し、スキル・ラーニングの処遇を行う。	○収容期間の限度は、6月又は刑期の10%以内のいずれか短い方(平均は97日間) ○事業者は、入所後2週間以内に、個々の対象者のニーズに基づき、処遇目的を達成するための個人別プログラム計画を作成 ○処遇プログラムには、就労支援、住居確保支援、薬物乱用、育児・家庭、女性専門、生活技能訓練等がある。	○居住期間に規定はなく、施設により異なる。 ○一般的なカウンセリングその他の支援のほか、各種処遇プログラム(薬物乱用、怒り統制、教育、育児、職業訓練、性犯罪など)も行われる。 ○社会内居住センターでは、保護観察官が作成する処遇計画書とは別に、独自の指導計画を入所30日以内に作成し、本人の問題、必要なサービス、目標、処遇期間等を盛り込む。
自由制限等	○夜間の外出・飲酒等の禁止 ○居室・所有物の検査のほか、必要な場合には受信書の検閲や薬物・アルコール検査等が実施されることもある。 ○一定の場所への立入制限、外出制限、電子監視等個別に行動制限が定められる場合がある。	○所持品検査・裸体検査・尿検査・薬物検査・飲酒検査等がある。 ○①社会内処遇、②釈放前、③自宅拘禁の3段階に分かれ、徐々に制限的ではなくなる。	○24時間監視の下に置かれ、高頻度で保護観察官の面接を受ける。 ○矯正施設で釈放前に作成される処遇方針に、条件付釈放の際に付すべきと考えられる遵守事項が明記される。